

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の人材紹介サービスにより就職した者が入社後3か月以内に本人の都合による退職又は就職した会社規定に基づく懲戒解雇に該当する事項により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 紹介手数料の80%相当額 |
| (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 紹介手数料の50%相当額 |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は人材紹介コンサルティング契約書、人材紹介料覚書により別の定めをする場合があります。

以上